

	参政党憲法案	日本国憲法
前文	日本は、稲穂が実る豊かな国土に、八百万の神と祖先を祀り、自然の摂理を尊重して命あるものの尊厳を認め、徳を積み、文武を養い、心を一つにして伝統文化を継承し、産業を発展させ、調和のとれた社会を築いてきた。天皇は、いにしえより国をしらすこと悠久であり、国民を慈しみ、その安寧と幸せを祈り、国民もまた天皇を敬慕し、国全体が家族のように助け合って暮らす。公権力のあるべき道を示し、国民を本とする政治の姿を不文の憲法秩序とする。これが今も続く日本の國體である。 国民の生活は、社会の公益が確保されることによって成り立つものであり、心身の教育、食糧の自給、国内産業の育成、国土と環境の保全など、本憲法によって権利の基盤としての公益を守り、強化する。 また我が国は、幾多の困難を乗り越え、世界に先駆けて人種の平等を訴えた国家として、先人の意思を受け継ぎ、本憲法によって総合的な国のまもりに力を尽くし、国の自立につとめる。あわせて、各国の歴史や文化を尊重して共存共栄を実現し、恒久の平和に貢献する。 日本国民は、千代に八千代に繁栄を達成し、世界に真の調和をもたらすことを宣言し、この憲法を制定する。	日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。 日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。 われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。 日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。
第一章 天皇		
天皇	第一条 日本は、天皇のしらす君民一体の国家である。 2 天皇は、国の伝統の祭祀を主宰し、国民を統合する。 3 天皇は、国民の幸せを祈る神聖な存在として侵してはならない。	第1条天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。
皇位継承	第二条 皇位は、三種の神器をもって、男系男子の皇嗣が継承する。 2 皇位の安定継承のため、皇室は、その総意として皇室典範を定める。 3 皇族と宮家は、国が責任をもってその存続を確保しなければならない。	第2条皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

天皇の権限	第三条 天皇は、全国民のために、詔勅を発する。 2 天皇天皇は、元首として国を代表し、内閣の責任において、以下の事項を裁可することができる。ただし、同じ事項につき内閣から重ねて奏請があったときは、これを裁可する。 一 内閣総理大臣、国務大臣、国会の議長及び最高裁判所長官の任命 二 憲法、法律、政令及び条約の公布 三 国会の召集、衆議院の解散及び国政選挙の公示 四 条約の批准、外交使節に対する全権委任、国賓の迎接 五 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権の認証並びに栄典の授与 六 その他国政に関し重要なものとして法律で定めた事項 3 摂政は、皇族に限り、皇室典範に基づき権限を行使する	第3条天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。 第4条天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。 2 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。 第5条皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。 第6条天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。 2 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。 第7条天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。 二 国会を召集すること。 三 衆議院を解散すること。 四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。 五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。 七 栄典を授与すること。 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。 九 外国の大使及び公使を接受すること。 十 儀式を行ふこと。 第8条皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。
第二章 国家		
国	第四条 国は、主権を有し、独立して自ら決定する権限を有する。 2 暦及び元号は、天皇がこれを定める。 3 国号は日本、国語は日本語、国歌は君が代、国旗は日章旗である。 4 公文書は、必ず元号及び国語を用い、国民が理解し易い文章で記さなければならない。	
国民	第五条 国民の要件は、父または母が日本人であり、日本語を母国語とし、日本を大切にすることを有することを基準として、法律で定める。 2 国民は、子孫のために日本をまもる義務を負う。	第10条日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

公共の利益	第六条 国は、この憲法に定める国民の権理及び公共の利益（以下「公益」という。）を国政において常に維持し、擁護する義務を負う。 2 前項の公益は、次の二章及びこの憲法全体を通じ、国民生活の基盤確保及び国のまもりを目的として規定される。 3 公務員は、専ら公益の維持及び増進に従事する責務を負う。 4 個人や団体の利益は、健康や安全、環境や文化等、将来の世代にわたって必要な公益のもとに得られることに留意し、その追求は、公益に配慮して行うことを要する。	第12条この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。 又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。 第13条すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。 第15条公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。
第三章 国民の生活		
家族	第七条 家族は社会の基礎であり、思いやりの心をもつて互いに助け合う。 2 子供は国の宝である。親は、子供の成長及び教育に責任を負い、国は、その責任を補完する。 3 婚姻は、男女の結合を基礎とし、夫婦の氏を同じくすることを要する。 4 家庭、地域社会及び学校は、相互に連携して、国民の健やかな精神を育むものとする。	第24条婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

国民の基本的な自由と権理	第八条　すべて国民は、主體的に生きる自由を有する。 2　国民は、健康で文化的な尊厳ある生活を営む権理を有する。 3　権理には義務が伴い、自由には責任が伴う。権理及び自由は、濫用してはならない。 4　国内で活動する全ての者、法人及び団体は、法律に基づき納税の義務を負う。	第11条国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。 第14条すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。 2　華族その他の貴族の制度は、これを認めない。 3　栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。 第16条何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。 第17条何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。　第18条何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。 第19条思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。 第20条信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。　2　何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。 3　国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。 第21条集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。 2　検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。 第22条何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。 2　何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。 第23条学問の自由は、これを保障する。 第25条すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 2　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。 第27条すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。　2　賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。 3　児童は、これを酷使してはならない。 第28条勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。 第29条財産権は、これを侵してはならない。 2　財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。 3　私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。 第30条国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。
-------------------------	--	---

		第31条何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。 第32条何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。 第33条何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。 第34条何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。 第35条何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。 2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。 第36条公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。 第37条すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。 2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。 3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。 第38条何人も、自己に不利益な供述を強要されない。 2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。 3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。 第39条何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。 第40条何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。
教育	第九条 国民は、自ら学び自ら考える力を基本とする教育を受ける権理を有する。 2 国は、義務教育において、個性や能力に応じた多様な選択肢を設けなければならない。 3 国語と古典素読、歴史と神話、修身、武道及び政治参加の教育は必修とする。 4 教育勅語など歴代の詔勅、愛国心、食と健康、地域の祭祀や偉人、伝統行事は、教育において尊重しなければならない。 5 学校給食は、健康に配慮し、地域の食材を用い、国内における調達に努める。	第26条すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

食糧と生活基盤	第十条 食糧は、主食である米作りを中心に、種子や肥料も含めて完全な自給自足を達成しなければならない。 2 国は、農林水産業及び国民の生活基盤となる産業と従事者を保護育成する。 3 農林水産業は、自然との調和を重視し、健康、文化の継承、国土の保全、食料安全保障等、国の重要な基盤として尊重されなければならない。	
健康と医療	第十一条 国民の健康に関わる情報は、医薬品、食品添加物、農薬、遺伝子組換の安全性を含め、国がすべて国民に開示する義務を負う。 2 国民は、必要な医療を選択する自由を有し、その選択をもって差別されない。 3 国は、国民の食生活、睡眠、適度な運動など心身の健康に配慮し、疾病の予防や根本治療に努めるものとする。	
環境の保全	第十二条 国民は、自然が命の源であることに思いを致し、生態系を保護し、次世代に美しい国土を引き継ぐよう努めなければならない。 2 国は、人口の一極集中を避け、各地域の経済的発展を支援する国土計画を作成し、災害時にも互いに助け合える体制を築くものとする。	
政治参加	第十三条 国民は、政治に参加する権理を有し、義務を負う。 2 十六歳以上の国民は選挙権を有し、十八歳以上の国民は被選挙権を有する。 3 国は、報道等により、候補者の情報を国民に公平に分かりやすく知らせなければならない。 4 選挙のための供託金は、国民の平均年収の十分の一を超えない。ただし、候補者となる権理を濫用してはならない。 5 候補者及び議員の本名、帰化の有無、収支等の情報は公開される。	

地方自治	第十四条 地域の風土、信仰及び文化を護り、住民の意思を政治に反映させるため、地方自治体を設置し、その仕組みを法律で定める。 2 地方自治体は、住民の自律的意思に基づいて首長及び議員を選出し、条例を制定し、予算を執行することができる。 3 国は、地方自治に対し、外国または国際機関からの干渉を受けないよう措置を講ずる。	第92条地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。 第93条地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。 2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。 第94条地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。 第95条一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。
第四章 国まもり		
目的	第十五条 国は、直接間接の侵略や危難を未然に防ぎ、国民の安全及び自国の産業を守り、国家の独立を保ち、子孫に引き継ぐことを目的に、国まもりの総合的な方針を定める。	
情報及び防諜	第十六条 国は、海外情報も含め、広く国民に多様な情報を知らせる義務を負う。 2 報道機関は、偏ることなく、国の政策につき、公正に報道する義務を負う。 3 報道及び情報通信に関わる業務は、国営または自国の資本で行わなければならない。 4 国は、外国による諜報活動を防ぐ機関を設置し、必要な措置を講じる。 5 公務員は、職務上知り得た情報を漏洩してはならない。	
経済安全保障	第十七条 国は、国まもりのため、国内産業を育成し、国産技術及び研究開発を促進する。 2 国は、国内の知的財産を守り、創作者を保護する責任を負う。	
資源	第十八条 資源は、国内における採掘と開発を第一に行わなければならない。 2 国内で賄うことのできない資源は、一国に偏らず分散して調達するよう努める。 3 電気、ガス、水道その他エネルギー供給は、国営または自国の資本で行わなければならない。	

外国人と外国資本	第十九条 外国人の入国及び在留条件は、国が主権に基づき、自由に決定することができる。 2 土地は公共の財産であり、外国人または外国資本に譲渡してはならない。 3 外国人または外国資本の保有する不動産、法人及び重要な資産に係る権限は、情報が公開され、法律で定める手続により没収し、または正当な補償のもと、国が買い戻すことができる。 4 外国人の参政権は、これを認めない。帰化した者は、三世代を経ない限り、公務に就くことができない。帰化の条件は、国柄の理解及び公共の安全を基準に、法律で定める。	
自衛軍	第二十条 国は、自衛のための軍隊（以下「自衛軍」という）を保持する。 2 自衛軍の最高指揮権は、内閣総理大臣が有する。 3 自衛権の発動と解除は、国会の承認を必要とする。ただし、緊急やむを得ない場合は、事後にこれを得るものとする。 4 自衛軍及び軍人に関する事項は、法律でこれを定める。 5 軍事裁判所を設置し、その構成は法律で定める。ただし、最高裁判所に上訴する機会は保障される。	第9条日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。
領土等の保全	第二十一条 国は、領土、領海、領空その他主権の及ぶ領域を保全する。 2 外国の軍隊は、国内に常駐させてはならない。 3 外国の軍隊の基地、軍事及び警察施設は、国内に設置してはならない。	
第五章 統治組織		
統治原理	第二十二条 統治は、國體を尊重し、全国民のため、和の精神をもって行う。 2 立法権は国会に属し、行政権は内閣、司法権は裁判所に属する。 3 すべての公務員は、日本国民であることを要する。	

政党	第二十三条 政党は、加入する国民の意恩によって運営され、その要件は法律で定める。 2 政党の資金は、国または国民のみ拠出することができる。 3 国は、政党の活動を公平に援助し、国民に政党の情報を提供しなければならない。	
国会	第二十四条 国会は、衆議院と参議院から組織され、内閣総理大臣の指名、法律の制定、条約の承認、予算及び決算の承認、国政の調査を権限とする。 2 国会議員の任期は、衆議院四年、参議院六年とし、参議院は三年ごとに半数を改選する。 3 国会の議決は、各院の総議員の三分の一以上が出席し、各院の過半数の賛成を要する。 4 内閣は、国会を召集し、毎年一回国会を開催する。ただし、各議院の総議員の四分の一以上の要求があるときは、三十日以内に国会を召集する。 5 国会に関するその他の制度は、法律により定める。	第41条国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。 第42条国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。 第43条両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。 2 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。 第44条両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。 第45条衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。 第46条参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。 第47条選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。 第48条何人も、同時に両議院の議員たることはできない。 第49条両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。 第50条両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。 第51条両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。 第52条国会の常会は、毎年一回これを召集する。 第53条内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いづれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。 第54条衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。 2 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。 3 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。 第55条両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。 第56条両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。 2 両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。 第57条両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。 2 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。 3 出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。 第58条両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。 2 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。 第59条法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。 2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。 3 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。 4 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。 第60条予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。 2 予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。 第61条条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。 第62条両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。 第63条内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないとにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。 第64条国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。 2 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

内閣	第二十五条 内閣は、総理大臣及び国務大臣で構成され、国政全般を統括し、法律及び予算を執行する。 2 内閣総理大臣は、国会議員の中から選出され、国務大臣の任免、最高裁判所長官の指名、自衛軍の指揮権を有する。ただし、衆議院の解散は、第四項の場合に限るものとする。 3 内閣は、国家の安全に支障ある場合を除き、国会及び国民の求めに応じ、国政に関する情報を提供する。 4 衆議院で不信任の議決があったときは、内閣は総辞職するとともに、その判断により、衆議院を解散することができる。衆議院の解散中に、緊急の必要があるときは、参議院が法律で定める特別の権限を有する。 5 内閣に関するその他の制度は、法律により定める。	第65条行政権は、内閣に属する。 第66条内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。 2 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。 3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。 第67条内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。 2 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。 第68条内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。 2 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。 第69条内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。 第70条内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。 第71条前二条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。 第72条内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。 第73条内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。 一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。 二 外交関係を処理すること。 三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。 四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。 五 予算を作成して国会に提出すること。 六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。 第74条法律及び政令には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。 第75条国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。
裁判所	第二十六条 裁判所は、法律上の紛争を解決し、法律、条約、命令、条例について憲法適合性の判断を行う。 2 裁判官は、法と良心に基づき、公正に職務を執行する。 3 裁判所は、裁判手続及び内部規律について規則を定める権限を有する。 4 裁判官は、次の各号のいずれかに該当した場合、その地位を失う。 一 定年に達し、または心身の故障のために職務を執ることができない場合 二 国会の弾劾または法律に定める国民の審査により罷免された場合	第76条すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。 2 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。 3 すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。 第77条最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。 2 検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。 3 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。 第78条裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。 第79条最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。 2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。 3 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。 4 審査に関する事項は、法律でこれを定める。 5 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。 6 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。 第80条下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。 2 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。 第81条最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。 第82条裁判の対審及び判決は、公開法廷で行ふ。 2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふこと

評価委員会	第二十七条 国は、制定した法律、実施した政策、歳出及び選挙の公正について、その評価を行って国民に公表する委員会（以下「評価委員会」という。）を設ける。 2 評価委員会は、公益の確保を目的として、内閣に助言及び勧告を行うことができる。 3 評価委員会に関する構成員の選任その他の事項は、法律でこれを定める。	第90条国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。 2 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。 第91条内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。
国民投票	第二十八条 法案の審議につき、いずれかの議院において総議員の三分の一以上の要求があったとき、または内閣が必要と判断したときは、内閣は、国民投票を実施することができる。国会は、その結果をふまえ、採決を行うものとする。 2 成立した法案につき、一定の期間内に有権者の一定数以上の同意を得た請願が提出されたときは、内閣は、国民投票を実施することができる。国民投票で過半数の賛成があったときは、国会は、当該法案につき再審議を行わなければならない。	
第六章 財政		
通貨発行権	第二十九条 国は、円を単位とする通貨を発行する権限を有する。 2 紙幣の発行は、法律に基づき、国が監督する中央銀行に委ねることができる。 3 国は、通貨発行及び金融政策が、外国または国際機関の干渉を受けないよう措置を講ずる。	
財政	第三十条 財政は、経世済民を目的とし、通貨発行により資金を調達することを原則とする。 2 予算は、内閣が作成し、国会の承認を得る。決算は、会計検査院による検査及び評価委員会による評価を毎年公開し、国会の承認を得る。 3 国の財務状態は、すべての会計につき、簡潔明瞭に国民に示さなければならない。 4 皇室の財政は、皇室の総意により決定された方針に従って内閣が予算を編成する。 5 地方自治体の財政は、原則税収をもって賄い、不足する場合は国の予算より充当する。 6 地方自治体は、日本の伝統文化の存続普及のための予算を設けなければならない。	第83条国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。 第86条内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。 第87条予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。 2 すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。 第88条すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。 第89条公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

税制	第三十一条 税は唯一の財源ではない。税及び社会保険料の設定変更は、国民の生活に配慮し、法律に基づくことを要する。 2 税及び社会保険料の国民所得に占める割合（国民負担率）は、特段の事情がない限り、国民所得の四割を超えてはならない。	第84条あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。 第85条国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。
第七章 重大事項		
最高法規	第三十二条 憲法は国の最高法規であり、日本の国柄を示すものであって、これに反する法律、条約、命令、条例その他の行為は効力を有しない。 2 国際機関の決定や勧告は、憲法または日本固有の慣習に反する場合、効力を有しない。	第97条この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。 第98条この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。 2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。 第99条天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。
改正	第三十三条 この憲法の改正は、各議院の総議員の過半数の賛成で発議し、法律で定める国民投票において、有効投票の過半数の承認を得て行ふ。 2 改正した憲法は、天皇が公布する。	第96条この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。 2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。